



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*57 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)..... 1

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則 (昭和54年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件 (平成19年総務省告示第618号)」を「統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件 (平成21年総務省告示第175号)」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条から第10条の6までを削る。

第11条第2項中「別記第11号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第9条とする。

別記第8号様式から別記第10号様式までを削る。

別記第11号様式中「(第11条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式(裏)中「(4)」を「(3)」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付している改正前の和歌山県青少年健全育成条例施行規則第11条第2項の規定による証明書は、改正後の和歌山県青少年健全育成条例施行規則第9条第2項の規定による証明書とみなす。